

環境共生住宅認定 審査申請書

一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構 理事長 様

環境共生住宅認定規程第3条第1項の規程に基づき、環境共生住宅の認定を申請します。

平成 年 月 日

環境共生住宅の名称

申請者の名称と住所

〒

印

〒

印

〒

印

〒

印

申請内容

■申請区分（該当するものを○で囲んで下さい。②と③は重複して申請できます。）

① 新規 ② 変更 ③ 更新

変更内容の概要 ※「② 変更」の場合のみご記入下さい

認定 No.	
変更内容記入欄	

■住宅の概要

1. 供給形式 ○で囲んで下さい	供給型	①個別供給型 ②システム供給型
	建て方	①戸建て
2. 構造形式		
3. 建設地	住所 又は供給地域 ¹⁾	
	用途地域区分 ²⁾	
4. 建設戸数 ³⁾		

1) 個別供給型の場合は建設地の住所を記入。システム供給型の場合は供給予定のある地域を都道府県で記入。供給地域数が多い場合は、供給しない地域を、「…県を除く」という形式で記入してもよい。

2) 個別のみ記入。敷地内に複数の用途地域区分がある場合は、全てを記入。

3) 個別供給型のみ記入。

■申請コース

※該当する申請コースを○で囲んでください。

申請コース	基準内容
Aコース	1. CASBEE-戸建（新築） CASBEE ランク A（★★★★）以上 2. 特定評価項目 2-1-1 高度な熱損失の低減 2-1-2 再生可能エネルギー等の利用 2-2-1 高度な耐久性 2-2-2 維持管理のしやすさ 2-2-3 水資源の高度有効利用 2-3-1 地域の水循環への積極的な配慮 2-3-2 積極的な緑化 2-3-3 まちなみ景観への配慮 2-4 人の健康・環境に配慮した建材の使用の徹底
Bコース	1. CASBEE-戸建（新築） CASBEE ランク S（★★★★★）
Cコース	※1 及び 2 の各項目のうち、 基準を満たさないものを チェックしてください。 ※上記を代替する提案技術の概要を 3 に記入してください。 1. CASBEE-戸建（新築） <input type="checkbox"/> CASBEE ランク A（★★★★）以上 2. 特定評価項目 <input type="checkbox"/> 2-1-1 高度な熱損失の低減 <input type="checkbox"/> 2-1-2 再生可能エネルギー等の利用 <input type="checkbox"/> 2-2-1 高度な耐久性 <input type="checkbox"/> 2-2-2 維持管理のしやすさ <input type="checkbox"/> 2-2-3 水資源の高度有効利用 <input type="checkbox"/> 2-3-1 地域の水循環への積極的な配慮 <input type="checkbox"/> 2-3-2 積極的な緑化 <input type="checkbox"/> 2-3-3 まちなみ景観への配慮 <input type="checkbox"/> 2-4 人の健康・環境に配慮した建材の使用の徹底 3. 代替提案 類型・項目 NO： 類型 項目 提案技術名称： 概要 要：

<p>Dコース (先導タイプ)</p>	<p>1. CASBEE-戸建 (新築) CASBEE ランク S (★★★★★) 以上</p> <p>2. 先導的な提案技術</p> <p>類型・項目 NO : 類型 項目</p> <p>提案技術名称 :</p> <p>概 要 :</p>
-------------------------	---

■申請図書作成責任者

ふりがな
氏名 _____ 所属 _____

〒 _____
住所 _____

TEL. () _____ FAX. () _____

E-Mail. _____

■CASBEE 戸建-新築評価者

ふりがな
氏名 _____ 所属 _____

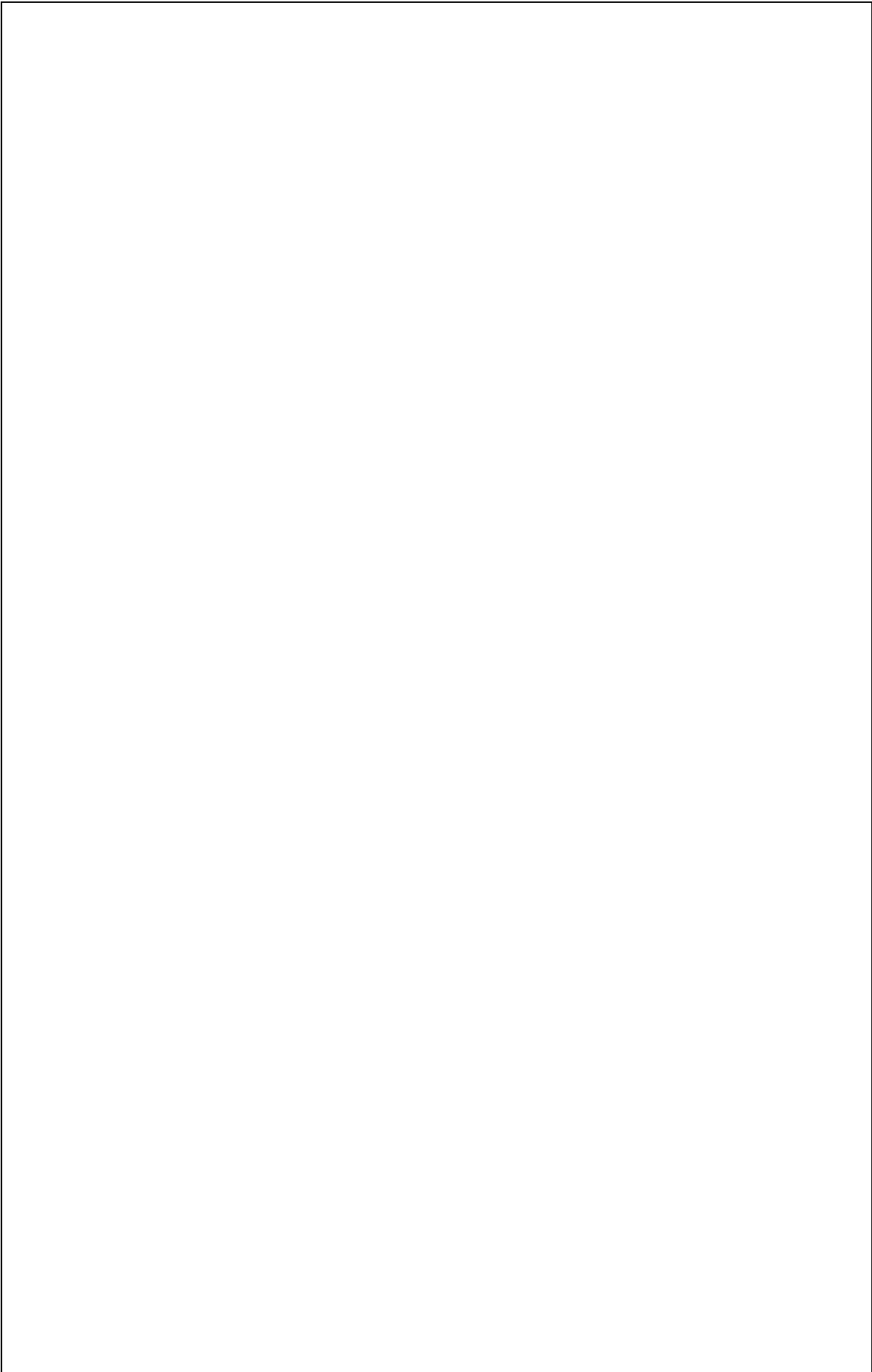
評価員登録番号 _____

環境共生住宅に対する基本的考え方

次に示す考え方に基づき、環境共生住宅認定基準に適合する住宅を実施します。

平成 年 月 日

(住宅名称) _____ (申請者) _____



環境共生住宅認定（戸建住宅）CASBEE ランク

CASBEE ランクについて、本書類に記名・記入戴きご提出下さい。

次のとおり、環境共生住宅認定基準に適合する工事を実施します。

平成 年 月 日

住宅の名称： 申請者名：

基準への適合状況

(1) 評価基準

A・C コース

建物が竣工した時点における CASBEE-戸建(新築)評価に基づく CASBEE ランクが A(★★★★)以上でなければならない。ただし、C コースの場合 CASBEE ランクが A(★★★★)を超えない場合でも、代替する提案技術により認定を受けることができる。

B・D コース

建物が竣工した時点における CASBEE-戸建(新築)評価に基づく CASBEE ランクが S(★★★★★)でなければならない。

(2) CASBEE ランク

適合状況の欄に、当該物件の CASBEE-戸建(新築)評価結果で CASBEE ランクに該当する箇所に○印を付けること。

申請コース	基準	適合状況	BEE 値
A・C コース	CASBEE ランク A(★★★★)以上		
B・D コース	CASBEE ランクが S(★★★★★)		

(3) CASBEE 戸建-新築の評価

CASBEE-戸建(新築)の評価は、CASBE 戸建評価員が行う。

Q _H 戸建の環境品質	仕様等の確定状況		
	確定	オプション	設計対応
Q_{H1} 室内環境を快適・健康・安心にする			
1 暑さ・寒さ			
1.1 基本性能			
1 断熱等性能の確保			
2 日射の調整機能			
1.2 夏の暑さを防ぐ			
1 風を取り込み、熱気を逃がす			
2 適切な冷房計画			
1.3 冬の寒さを防ぐ			
1 適切な暖房計画			
2 健康と安全・安心			
2.1 化学汚染物質の対策			
2.2 適切な換気計画			
2.3 犯罪に備える			
2.4 災害に備える			
3 明るさ			
3.1 昼光の利用			
4 静かさ			
Q_{H2} 長く使い続ける			
1 長寿命に対する基本性能			
1.1 躯体			
1.2 外壁材			
1.3 屋根材、陸屋根			
1.4 自然災害に耐える			
1.5 火災に備える			
1 火災に耐える構造			
2 火災の早期感知			
2 維持管理			
2.1 維持管理のしやすさ			
2.2 維持管理の計画・体制			
3 機能性			
3.1 広さと間取り			
3.2 バリアフリー対応			
Q_{H3} まちなみ・生態系を豊かにする			
1 まちなみ・景観への配慮			
2 生物環境の創出			
2.1 敷地内の緑化			
2.2 生物の生息環境の確保			
3 地域の安全・安心			
4 地域の資源の活用と住文化の継承			

LR _H 戸建の環境負荷低減性	評価項目の		
	確定	オプション	設計対応
LR_{H1} エネルギーと水を大切に使う			
1 総合的な省エネ			
1.1 躯体と設備による省エネ			
1.2 家電・厨房機器による省エネ			
2 水の節約			
2.1 節水型設備			
2.2 雨水の利用			
3 維持管理と運用の工夫			
3.1 住まい方の提示			
3.2 エネルギーの管理と制御			
LR_{H2} 資源を大切に使いゴミを減らす			
1 省資源、廃棄物抑制に役立つ材料の採用			
1.1 構造躯体			
1 木質系住宅			
2 鉄骨系住宅			
3 コンクリート系住宅			
1.2 地盤補強材・地業・基礎			
1.3 外装材			
1.4 内装材			
1.5 外構材			
2 生産・施工段階における廃棄物削減			
2.1 生産段階(構造用躯体部材)			
2.2 生産段階(構造用躯体以外の部材)			
2.3 施工段階			
3 リサイクルの促進			
3.1 使用材料の情報提供			
LR_{H3} 地球・地域・周辺環境に配慮する			
1 地球環境への配慮			
1.1 地球温暖化への配慮			
2 地域環境への配慮			
2.1 地域インフラの負荷抑制			
2.2 既存の自然環境の保全			
3 周辺環境への配慮			
3.1 騒音・振動・排気・排熱の低減			
3.2 周辺温熱環境の改善			

環境共生住宅認定（戸建住宅）特定評価項目

【高度な熱損失の低減】本書類に記名して提出戴くか、もしくは該当する性能に関する日本住宅性能表示基準における住宅型式性能認定書・型式住宅部分等製造者等認証書もしくは特別評価方法認定書(いずれも申請住宅に該当するものに限る)の写しをご提出下さい。

次のとおり、環境共生住宅認定基準に適合する工事を実施します。

平成 年 月 日

住宅の名称: _____ 申請者名: _____

基準への適合状況

(1)用語の定義

- ・用語の定義は日本住宅性能表示基準における 5-1 断熱等性能等級 (2)イ定義を参照のこと。

(2)評価基準

等級は、地域区分が 1、2、3 又は 4 地域である場合にあってはイ及びハに掲げる基準、5、6 又は 7 地域である場合にあってはイからハマで掲げる基準、8 地域である場合にあってはロ及びハに掲げる基準におけるそれぞれの等級のうち、最も低いものとする。ただし、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成 25 年国土交通省告示第 907 号。以下「設計施工指針」という。)附則 5 に掲げる基準に適合している場合にあっては、イ及びロの基準において等級 4 の基準に適合しているものとみなす。

イ外皮平均熱貫流率に関する基準

- ①次の表の(イ)項に掲げる等級ごとに、(ロ)項に掲げる地域区分に応じ、外皮平均熱貫流率がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。

等級	(ロ)						
	外皮平均熱貫流率 (単位 $W/(m^2 \cdot K)$)						
	1	2	3	4	5	6	7
4	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87

- ②①の外皮平均熱貫流率は、建築主等の判断の基準 I の第 2 の 1 の 1-3(1)イからハマで定める計算方法又は設計施工指針 2(1)に定める計算方法により算出すること。なお、等級 4 の場合に明示することができる外皮平均熱貫流率は、単位を $W/(m^2 \cdot K)$ とし、小数点第三位を切り上げた値とすること。

ロ冷房期の平均日射熱取得率に関する基準

- ①次の表の(イ)項に掲げる等級ごとに、(ロ)項に掲げる地域区分に応じ、冷房期の平均日射熱取得率がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。

等級	(ロ)			
	冷房期の平均日射熱取得率			
	5	6	7	8
4	3.0	2.8	2.7	3.2

- ②①の冷房期の平均日射熱取得率は、建築主等の判断の基準 I の第 2 の 1 の 1-3(2)イ又は設計施工指針 2(2)に定める計算方法より算出する。また、等級 4 の場合に明示することができる冷房期の平均日射熱取得率は、小数点第二位を切り上げた値とすること。

ハ結露の発生を防止する対策に関する基準

- a グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材、プラスチック系断熱材(日本工業規格 A9511 に規定する発泡プラスチック保温材(A 種フェノールフォーム 3 種 2 号を除く。)、日本工業規格 A9526 に規定する建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームであって、吹付け硬質ウレタンフォーム A 種 1 又は A 種 2 に適合するもの及びこれらと同等以上の透湿抵抗を有するものを除く。)その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材(以下「繊維系断熱材等」という。)を使用する場合にあっては、防湿層(断熱層(断熱材で構成される層をいう。以下同じ。))の室内側に設けられ、防湿性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気や水

環境共生住宅認定（戸建住宅）特定評価項目

【高度な熱損失の低減】

蒸気の侵入を防止するものをいう。以下同じ。)を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (i)地域区分が 8 地域である場合
 - (ii)コンクリート躯体又は土塗壁の外側に断熱層がある場合
 - (iii)床断熱において、断熱材下側が床下に露出する場合又は湿気の排出を妨げない構成となっている場合
 - (iv)断熱層が単一の材料で均質に施工される場合、断熱層の外気側表面より室内側に施工される材料の透湿抵抗の合計を、断熱層の外気側表面より外気側に施工される材料の透湿抵抗の合計で除した値が、地域区分が 1、2 又は 3 地域である場合にあつては 5 以上(屋根又は天井の場合にあつては 6 以上)、4 地域の場合にあつては 3 以上(屋根又は天井の場合にあつては 4 以上)、5、6 又は 7 地域である場合にあつては 2 以上(屋根又は天井の場合にあつては 3 以上)である場合(v)(i)から(iv)までに掲げるものと同等以上の結露の発生防止に有効な措置が講じられていることが確かめられた場合
- b 屋根又は外壁を断熱構造とする場合にあつては、断熱層の外気側への通気層(断熱層の外側に設ける空気層で、両端が外気に開放されたものをいう。以下同じ。)の設置(断熱層に繊維系断熱材等を使用する場合にあつては、当該断熱層と通気層との間に防風層(通気層を通る外気の断熱層への侵入を防止するため、防風性が高く、透湿性を有する材で構成される層をいう。)を併せて設置するものとする。)その他の換気上有効な措置を講じること。なお、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (i)当該部位が鉄筋コンクリート造等であるなど躯体の耐久性能を損なうおそれのない場合
 - (ii)地域区分が 1 及び 2 地域以外の地域であつて、防湿層が $0.082\text{m}^2 \cdot \text{s} \cdot \text{Pa} / \text{ng}$ 以上の透湿抵抗を有する場合
 - (iii)地域区分が 1 及び 2 地域以外の地域であつて、以下のいずれかの場合
 - (a)断熱層の外気側に日本工業規格 A5416 に規定する軽量気泡コンクリートパネル(ALC パネル)又はこれと同等以上の断熱性及び吸湿性を有する材料を用いる場合であつて、防湿層が $0.019\text{m}^2 \cdot \text{s} \cdot \text{Pa} / \text{ng}$ 以上の透湿抵抗を有する場合
 - (b)断熱層の外気側に(a)と同等以上の措置を講ずる場合
 - (iv)a の(i)又は(iv)に該当する場合
 - (v)(i)から(iv)までに掲げるものと同等以上の結露の発生防止に有効な措置が講じられていることが確かめられた場合
- c 鉄筋コンクリート造等の住宅の床、間仕切壁等が断熱層を貫通する部分(乾式構造による界壁、間仕切壁等の部分及び玄関床部分を除く。以下「構造熱橋部」という。)においては、断熱補強(熱橋に断熱材等を補うことにより断熱性能を強化することをいう。以下同じ。)を、内断熱工法の住宅にあつては表 1、外断熱工法の住宅にあつては表 2 に定める基準値以上行うこと。ただし、建設地の気象データを用いた計算により、構造熱橋部に結露が発生しないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

環境共生住宅認定（戸建住宅）特定評価項目

【高度な熱損失の低減】

表 1

構造熱橋部の形状	断熱補強の部位・範囲・基準値		地域区分			
			1及び2	3	4	5
構造熱橋部の梁又は柱が室内側に突出している場合	床面	断熱補強の範囲 (単位mm以下同じ。)	500	200	150	125
		断熱補強の熱抵抗の基準値 (単位m ² ・K/W以下同じ。)	0.4	0.1	0.1	0.1
	壁面	断熱補強の範囲	100			
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.1			
構造熱橋部の梁又は柱が室外側に突出している場合	床面	断熱補強の範囲	200	75	50	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
	壁面	断熱補強の範囲	150	75	50	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
構造熱橋部の梁及び柱が室内側及び室外側のいずれにも突出していない場合	床面	断熱補強の範囲	200	100	75	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
	壁面	断熱補強の範囲	200	75	75	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	

柱、梁等が断熱層を貫通する場合は、当該柱、梁等が取り付く壁又は床から突出先端部までの長さが900mm以上の場合は構造熱橋部として取り扱うものとし、900mm未満の場合は当該柱、梁等が取り付く壁又は床の一部として取り扱うものとする。以下表2

表 2

構造熱橋部の形状	断熱補強の部位・範囲・基準値		地域区分
			1及び2
構造熱橋部の梁又は柱が室内側に突出している場合	床と壁の取合部	断熱補強の範囲	75
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.1
構造熱橋部の梁及び柱が室内側及び室外側のいずれにも突出していない場合	壁と屋根の取合部	断熱補強の範囲	50
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.1

d 鉄筋コンクリート造等の住宅を内断熱工法により施工する場合にあつては、断熱材をコンクリート躯体に全面密着させるなど、室内空気が断熱材とコンクリート躯体の境界に流入しないようにすること。

環境共生住宅認定（戸建住宅）特定評価項目

【再生可能エネルギー等の利用】本書類に記名・記入戴きご提出下さい。

次のとおり、環境共生住宅認定基準に適合する工事を実施します。

平成 年 月 日

住宅の名称：

申請者名：

1. 認定基準

環境共生住宅は、以下の設備のいずれか 1 つ以上を採用しなければならない。

- a. 太陽光発電システム
- b. 燃料系潜熱回収瞬間式給湯器
- c. 電気ヒートポンプ式給湯器
- d. 太陽熱温水器、太陽熱給湯システム
- e. ガスエンジン式コージェネレーションシステム
- f. 燃料電池式コージェネレーションシステム
- g. その他上記 a～f と同等以上の性能を有する設備

2. 計画

(1) 採用する取組み

採用する取組みについて以下の表に、採用の有無の項目に○を記入し、箇所数の項目に採用する数を記入すること。

取組み	採用の有無
a. 太陽光発電システム	
b. 燃料系潜熱回収瞬間式給湯器	
c. 電気ヒートポンプ式給湯器	
d. 太陽熱温水器、太陽熱給湯システム	
e. ガスエンジン式コージェネレーションシステム	
f. 燃料電池式コージェネレーションシステム	
g. その他上記 a～f と同等以上の性能を有する設備	

(2) 計画の概要

環境共生住宅認定（戸建住宅）特定評価項目

【耐久性】本書類に記名して提出戴くか、もしくは該当する性能に関する日本住宅性能表示基準における住宅型式性能認定書・型式住宅部分等製造者等認証書もしくは特別評価方法認定書(いずれも申請住宅に該当するものに限る)の写しをご提出下さい。

次のとおり、環境共生住宅認定基準に適合する工事を実施します。

平成 年 月 日

住宅の名称:

申請者名:

基準への適合状況

(1)用語の定義

- ・用語の定義は日本住宅性能表示基準における 3-1 劣化対策等級(構造躯体等)(2)イ 定義を参照のこと。

(2)評価基準

イ 木造

①次に掲げる基準に適合していること。

a 外壁の軸組等

外壁の軸組、枠組その他これらに類する部分(木質の下地材を含み、室内側に露出した部分を含まない。以下「軸組等」という。)のうち地面からの高さ1m以内の部分が、次の(i)がら(iii)までのいずれかに適合していること。なお、北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては、防蟻処理を要しない。

(i)通気層を設けた構造(壁体内に通気経路を設けた構造で、外壁仕上げと軸組等の間に中空層が設けられている等軸組等が雨水に接触することを防止するための有効な処置が講じられているものをいう。)又は軒の出が 90 cm 以上である真壁構造(柱が直接外気に接する構造をいう。)のいずれかの構造(以下「通気構造等」という。)となっている外壁であり、かつ、軸組等が次の(イ)から(ニ)までのいずれかに適合するものであること。

(イ)軸組等(下地材を除く。)に製材又は集成材等(集成材の日本農林規格(昭和 49 年農林省告示第 601 号)に規定する化粧ばり構造用集成柱、構造用集成材の日本農林規格(平成 8 年農林水産省告示第 111 号)に規定する構造用集成材、構造用単板積層材の日本農林規格(昭和 63 年農林水産省告示第 1443 号)に規定する構造用単板積層材又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格(平成 3 年農林水産省告示第 701 号)に規定する枠組壁工法構造用たて継ぎ材をいう。以下同じ。)が用いられ、かつ、外壁下地材に製材、集成材等又は構造用合板等(合板の日本農林規格(平成 15 年農林水産省告示第 233 号)に規定する構造用合板、構造用パネルの日本農林規格(昭和 62 年農林水産省告示第 360 号)に規定する構造用パネル、日本工業規格 A5908 に規定するパーティクルボードのうちPタイプ又は日本工業規格 A5905 に規定する繊維版のうちミディアムデンシティファイバーボード(以下「MDF」という。)のPタイプをいう。以下同じ。)が用いられているとともに、軸組等が、防腐および防蟻に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻に有効な接着剤が混入されたものであること。

(ロ)軸組等に製材又は集成材等でその小径が 13.5cm 以上のものが用いられていること。

(ハ)軸組等に構造用製材規格等(針葉樹の構造用製材の日本農林規格(平成 3 年農林水産省告示第 143 号)、広葉樹製材の日本農林規格(平成 8 年農林水産省告示第 1086 号)及び枠組壁工法構造用製材の日本農林規格(昭和 49 年農林省告示第 600 号)をいう。以下同じ。)に規定する耐久性区分 D₁ の樹種に区分される製材又はこれにより構成される集成材等でその小径が 12.0cm 以上のものが用いられていること。

(ニ)(イ)から(ハ)までに掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な処置が講じられていることが確かめられたものであること。

(ii)構造用製材規格等に規定する保存処理の性能区分のうち K3 以上の防腐処理及び防蟻処理(日本工業規格 K1570 に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いた K3 以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。以下「K3 相当以上の防腐・防蟻処理」という。)が施されていること。

(iii)(i)又は(ii)に掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な処置が講じられていることが確かめられたものであること。

b 土台

土台が次の(i)から(iii)までのいずれかに適合し、かつ、土台に接する外壁の下端に水切りが設けられていること。

(i)土台に K3 相当以上の防腐・防蟻処理(北海道又は青森の区域内に存する住宅にあっては、構造用製材規格等に規定する保存処理の性能区分のうち K2 以上の防腐処理(日本工業規格 K1570 に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いた K2 以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。))が施されていること。

(ii)構造用製材規格等に規定する耐久性区分 D₁ の樹種のうち、ヒノキ、ヒバ、ベイヒ、ベイスギ、ケヤキ、クリ、ベイヒバ、タイワンヒノキ、ウェスタンレッドシーダーその他これらと同等の耐久性を有するものに区分される製材又はこれらにより構成される集成材等が用いられていること。

(iii)(i)又は(ii)に掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な処置が講じられていることが確かめられたものであること。

【耐久性】

c 浴室及び脱衣室

浴室及び脱衣室の壁の軸組等(室内側に露出した部分を含む。)及び床組(1階の浴室廻りで布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げて腰壁とした部分又はコンクリート造の腰高布基礎とした部分を除き、浴室又は脱衣室が地上2階以上の階にある場合にあっては下地材を含む。)並びに浴室の天井が、次の(i)から(iii)までのいずれか又はaの(i)から(iii)までのいずれかに適合していること。

(i)防水上有効な仕上げが施されているものであること。

(ii)浴室にあっては、日本工業規格 A4416 に規定する浴室ユニットとするものであること。

(iii)(i)又は(ii)に掲げるものと同等の防水上有効な処置が講じられていることが確かめられたものであること。

d 地盤

基礎の内周部及びつか石の周囲の地盤は、次の(i)から(iii)までのいずれか(基礎断熱工法を用いている場合にあっては(i))に適合する有効な防蟻処置が講じられていること。ただし、北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県又は福井県の区域内に存する住宅にあっては、この限りでない。

(i)地盤を鉄筋コンクリート造のべた基礎で又は布基礎と鉄筋により一体となって基礎の内周部の地盤上に一様に打設されたコンクリートで覆ったものであること。

(ii)有効な土壌処理が施されたものであること。

(iii)(i)又は(ii)に掲げるものと同等の防蟻性能があると確かめられたものであること。

e 基礎

地面から基礎上端まで又は地面から土台下端までの高さが 400mm 以上であること。

f 床下

床下が次に掲げる基準に適合していること。

(i)厚さ 60mm 以上のコンクリート、厚さ 0.1mm 以上の防湿フィルムその他同等の防湿性能があると確かめられた材料で覆われていること。

(ii)外壁の床下部分には壁の長さ 4m 以下ごとに有効面積 300 cm^2 以上の換気口が設けられ、壁の全周にわたって壁の長さ 1m 当たり有効面積 75 cm^2 以上の換気口が設けられ、又は同等の換気性能があると確かめられた処置が講じられていること。ただし、基礎断熱工法を用いた場合で、床下が厚さ 100mm 以上のコンクリート、厚さ 0.1mm 以上の防湿フィルム(重ね幅を 300mm 以上とし、厚さ 50mm 以上のコンクリート又は乾燥した砂で押さえたものに限る。)その他同等の防湿性能があると確かめられた材料で覆われ、かつ、基礎に用いられる断熱材の熱抵抗が、次の表に掲げる地域区分(様式 3-1 に規定する地域区分をいう。)に応じ、それぞれ同項に掲げる数値以上にあるときは、この限りではない。

断熱材の熱抵抗の基準値(単位 $\text{m}^2 \cdot \text{K}/\text{W}$)

地域区分		
1~2	3~7	8
1.2	0.6	

g 小屋裏

小屋裏(屋根断熱工法を用いていることその他の措置が講じられていることにより、室内と同等の温熱環境にあることと認められる小屋裏を除く。)を有する場合にあっては、次の(i)から(iv)までのいずれかの換気方式であること。

(i)小屋裏の壁のうち屋外に面するものに換気上有効な位置に 2 以上の換気口が設けられ、かつ、換気口の有効面積の天井面積に対する割合が 300 分の 1 以上であること。

(ii)軒裏に換気上有効な位置に 2 以上の換気口が設けられ、かつ、換気口の有効面積の天井面積に対する割合が 250 分の 1 以上であること。

(iii)軒裏に給気口が設けられ、小屋裏の壁で屋外に面するものに排気口が給気口と垂直距離で 90cm 以上離して設けられ、かつ、給気口及び排気口の有効面積の天井面積に対する割合がそれぞれ 900 分の 1 以上であること。

(iv)軒裏に給気口が設けられ、小屋裏の頂部に排気塔その他の器具を用いて排気口が設けられ、かつ、給気口の有効面積の天井面積に対する割合が 900 分の 1 以上であり、排気口の有効面積の天井面積に対する割合が 1600 分の 1 であること。

h 構造部材等

令第 37 条、第 41 条、第 49 条及び第 80 条の 2(国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分で、構造躯体等の劣化軽減に関係するものに限る。)の規定に適合していること。

【耐久性】

ロ 鉄骨造住宅

①次に掲げる基準に適合していること。

a 構造躯体

(i)柱(ベースプレートを含む。以下①及び②において同じ。)、はり又は筋かいに使用されている鋼材にあっては、次の表の(い)項に掲げる鋼材の厚さに応じ、(ろ)項に掲げるイからハまでのいずれかの防錆措置又はこれと同等の防錆措置が講じられていること。

表1

(い) 鋼材の厚さ	(ろ) 防錆措置	
	一般部	階下階(地階を除く。)の柱脚部
12mm 以上		イ 表2における区分2から区分5までのいずれかの塗膜 ロ 表3における区分2から区分5までのいずれかのめっき処理
9mm 以上	イ 表2における区分1から区分5までのいずれかの塗膜 ロ 表3における区分1からくぶん5までのいずれかのめっき処理	イ 表2における区分3から区分5のいずれかの塗膜 ロ 表3における区分3から区分5までのいずれかのめっき処理
6mm 以上	イ 表2における区分2から区分5までのいずれかの塗膜 ロ 表3における区分2から区分5までのいずれかのめっき処理	イ 表2における区分4又は区分5のいずれかの塗膜 ロ 表3における区分4又は区分5のいずれかのめっき処理
2.3mm 以上	イ 表2における区分4又は区分5のいずれかの塗膜 ロ 表3における区分4又は区分5のいずれかのめっき処理	イ 表2における区分5の塗膜 ロ 表3における区分5のめっき処理 ハ 表3における区分4のめっき処理及び表2におけるh、i又はjのいずれかの塗膜

1 この表及び②a(i)の表において「柱脚部」とは、柱の脚部をコンクリートに埋め込む場合にあっては当該鋼材のうちコンクリート上端の下方 10cm から情報 1mまでの範囲の全面をいい、柱の脚部をコンクリートに埋め込む場合以外の場合にあっては当該鋼材下端から 1mまでの範囲の全面をいう。

2 この表及び②a(i)の表において「一般部」とは最下階(地階を除く。)の柱脚部以外の部分をいう。

【耐久性】

表 2

		下塗り1		下塗り2		中塗り・上塗り	
			塗り回数		塗り回数		塗り回数
区分1	a	鉛系さび止めペイント	1回	—	—	鉛系さび止めペイント	1回
	b	鉛・クロムフリーさび止めペイント	1回	—	—	鉛・クロムフリーさび止めペイント	1回
	c	ジンクリッチプライマー	1回	—	—	—	—
	d	2液形エポキシ樹脂プライマー	1回	—	—	—	—
区分2	e	厚膜形ジンクリッチペイント	1回	—	—	—	—
	f	鉛系さび止めペイント	2回	—	—	合成樹脂調合ペイント	2回
	g	鉛・クロムフリーさび止めペイント	2回	—	—	合成樹脂調合ペイント	2回
	h	2液形エポキシ樹脂プライマー	1回	—	—	合成樹脂調合ペイント	2回
	i	2液形エポキシ樹脂プライマー	1回	—	—	2液形エポキシ樹脂エナメル	1回
区分3	j	2液形エポキシ樹脂プライマー	1回	—	—	2液形エポキシ樹脂エナメル	2回
	k	ジンクリッチプライマー	1回	—	—	2液形厚膜エポキシ樹脂エナメル	1回
区分4	l	ジンクリッチプライマー	1回	2液形エポキシ樹脂プライマー	1回	2液形エポキシ樹脂エナメル	1回
区分5	m	ジンクリッチプライマー	1回	2液形エポキシ樹脂プライマー	1回	2液形エポキシ樹脂エナメル	2回
	n	ジンクリッチプライマー	1回	2液形厚膜エポキシ樹脂プライマー	1回	2液形厚膜エポキシ樹脂エナメル	2回

1 この表において a、b、d、f、g、h、i 及び j の塗膜は、コンクリートに埋め込む部分には使用しないものとする。
 2 この表において d、h、i 及び j 以外の塗膜は、めっき処理を施した鋼材には使用しないものとする。
 3 この表において d、i 及び j の塗膜をめっき処理を施した鋼材に使用する場合は、1 にかかわらずコンクリートに埋め込む部分に使用できるものとする。
 4 この表において下塗り 1 及び下塗り 2 は工場内にて行うものとする。
 5 この表において「鉛系さび止めペイント」とは、日本工業規格 K5623 に規定する亜酸化鉛さび止めペイント又は日本工業規格 K5625 に規定するシアナミド鉛さび止めペイントをいう。
 6 この表において「鉛・クロムフリーさび止めペイント」とは、日本工業規格 K5674 に規定する鉛・クロムフリーさび止めペイント 1 種をいう。
 7 この表において「ジンクリッチプライマー」とは、日本工業規格 K5552 に規定するジンクリッチプライマーをいう。
 8 この表において「2液形エポキシ樹脂プライマー」とは、日本工業規格 K5551 に規定する構造物さび止めペイント A 種をいう。
 9 この表において「厚膜形ジンクリッチペイント」とは、日本工業規格 K5553 に規定する厚膜形ジンクリッチペイントをいう。
 10 この表において「2液形エポキシ樹脂エナメル」とは、日本工業規格 K5659 に規定する鋼構造物用耐候性塗料の中塗り塗料の規格に適合する膜厚が約 30µm 以上のものをいう。
 11 この表において「合成樹脂調合ペイント」とは、日本工業規格 K5516 に規定する合成樹脂調合ペイントをいう。
 12 この表において「2液形厚膜エポキシ樹脂プライマー」とは、日本工業規格 K5551 に規定する構造物用さび止めペイント B 種をいう。
 13 この表において「2液形厚膜エポキシ樹脂エナメル」とは、日本工業規格 K5659 に規定する鋼構造物用耐候性塗料の中塗り塗料の規格に適合する膜厚が約 60µm から 120µm までのものをいう。

表 3 めっき処理

区分1	片面付着量が 30g/㎡以上 60g/㎡未満の溶融亜鉛めっき
	両面付着量が 60g/㎡以上 120g/㎡未満の溶融亜鉛めっき又は、両面付着量表示記号 Z06、Z10、F06、F08 若しくは F10 に該当する溶融亜鉛めっき鋼材
区分2	片面付着量が 60g/㎡以上 90g/㎡未満の溶融亜鉛めっき
	両面付着量が 120g/㎡以上 180g/㎡未満の溶融亜鉛めっき又は、両面付着量表示記号 Z12 若しくは F12 に該当する溶融亜鉛めっき鋼材
区分3	片面付着量が 90g/㎡以上 120g/㎡未満の溶融亜鉛めっき
	両面付着量が 180g/㎡以上 240g/㎡未満の溶融亜鉛めっき又は、両面付着量表示記号 Z18、Z20、Z22 若しくは F18 に該当する溶融亜鉛めっき鋼材
区分4	片面付着量が 120g/㎡以上 180g/㎡未満の溶融亜鉛めっき
	両面付着量表示記号 Z25、Z27、Z35 若しくは Z37 に該当する溶融亜鉛めっき鋼材又は Y18 に該当する溶融亜鉛—5%アルミニウム合金めっき鋼材
区分5	片面付着量が 360g/㎡以上の溶融亜鉛めっき
	両面付着量が 360g/㎡以上の溶融亜鉛めっき又は、両面付着量表示記号 Z45 若しくは Z60 に該当する溶融亜鉛めっき鋼材

1 この表において「溶融亜鉛めっき」とは、日本工業規格 H8641 に規定する溶融亜鉛めっきをいう。
 2 この表において「溶融亜鉛めっき鋼材」とは、日本工業規格 G3302 に規定する溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯をいう。
 3 この表において「両面付着量」とは、両面3点法平均付着量をいう。

【耐久性】

(ii) 構造躯体のうち柱、はり及び筋かい以外の部分に使用されている鋼材にあつては、(i)の表 2 に掲げる鉛系さび止めペイント又は鉛・クロムフリーさび止めペイントが、塗回数が2以上となるように全面に塗布され、又は、これと同等の防錆措置が講じられていること。ただし、厚さが 12mm 以上の鋼材については、この限りでない。

b 床下

イ①f に掲げる基準に適合していること。

c 小屋裏

イ①g に掲げる基準に適合していること。

d 構造部材等

令第 37 条及び第 80 条の 2(国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分で、構造躯体等の劣化軽減に関係するものに限る。)の規定に適合していること。

ハ 鉄筋コンクリート造等

①次に掲げる基準に適合していること。

a セメントの種類

鉄筋コンクリート造等の部分に、日本工業規格 R5210 に規定するポルトランドセメント、日本工業規格 R5213 に規定するフライアッシュセメント又は日本工業規格 R5211 に規定する高炉セメントが使用されていること。

b コンクリートの水セメント比

コンクリート(鉄筋コンクリート組積造にあつては充填材コンクリート。以下ハにおいて同じ。)の水セメント比が、次の(i)又は(ii)のいずれか(中庸熱ポルトランドセメント又は低熱ポルトランドセメントを使用する場合にあつては(i))に適合していること。ただし、フライアッシュセメントを使用する場合にあつては混合物を除いた部分を、高炉セメントを使用する場合にあつては混合物の 10 分の 3 を除いた部分をその質量をして用いるものとする。

(i)最小かぶり厚さ(鉄筋コンクリート組積造にあつては最小有効かぶり厚さ)が次の表の(イ)項に掲げる部位に応じ、(ろ)項(イ)項に掲げるものである場合においては、水セメント比が 50%以下(軽量コンクリートにあつては 45%以下)であること。

(イ) 部 位		(ろ) 最小かぶり厚さ		
		(イ)	(ロ)	
直接土に接しない部分	耐力壁以外の壁又は床	屋内	2cm	3cm
		屋外	3cm	4cm
	耐力壁、柱、はり又は壁ばり	屋内	3cm	4cm
		屋外	4cm	5cm
直接土に接する部分	壁、柱、床、はり、基礎ばり又は基礎の立上り部分	4cm	5cm	
	基礎(立上り部分及び捨てコンクリートの部分を除く。)	6cm	7cm	

注 外壁の屋外に面する部位にタイル張、モルタル塗、モルタル塗り、外断熱工法による仕上げその他これらと同等以上の性能を有する処理が施されている場合にあつては、屋外側の部分に限り、(ろ)項に掲げる最小かぶり厚さを 1cm 減ずることができる。

(ii)最小かぶり厚さ(鉄筋コンクリート組積造にあつては最小有効かぶり厚さ)が(i)の表の(イ)項に掲げる部位に応じ、(ろ)項(ロ)項に掲げるものである場合においては、水セメント比が 55%以下(軽量コンクリートにあつては 50%以下)であること。

(iii) 鉄筋コンクリート組積造の最小有効かぶり厚さは、目地部分又は組積ユニット部分の値のうちいずれか小さい値とすること。この場合において、目地部分にあつては、次の(式 1)(打込み目地組積ユニットを用いる場合にあつては(式 2))により算出し、組積ユニット部分にあつては、組積ユニットの種類がコンクリートブロックの場合においては(式 3)、セラミックメーゾンリーユニットの場合においては(式 4)により算出した値とすること。

(式 1) $(F_j / 21) D_j / 2 + D_e$

(式 2) $D_{ju} + D_e$

(式 3) $(F_u / 21) D_f / 2 + D_e$

(式 4) $(F_u / 21) D_f / 3 + D_e$

(これらの式において、 F_j 、 D_j 、 D_e 、 D_{ju} 、 F_u 、 D_f は次の数値を表すものとする。

F_j : 目地モルタルの圧縮強さ(単位 N/mm^2)

D_j : 目地厚さ(単位 cm)

D_e : 充填コンクリートの最小かぶり厚さ(単位 cm)

【耐久性】

Dju: 打込み目地組積ユニットの目地部の奥行長さ(単位 cm)

Fu: フェイスシールの圧縮強さ(単位 N/mm²)

Df: フェイスシールの最小厚さ(単位 cm)

c 部材の設計・配筋

施工誤差を考慮して設計かぶり厚さが設定されていること。

d コンクリートの品質

コンクリートの品質が次に掲げる基準に適合していること。

(i)コンクリート強度が 33N/mm²未満の場合にあってはスランブが 18cm 以下、コンクリート強度が 33 N/mm²以上の場合にあってはスランブが 21cm 以下であること。この場合において、これらと同等の材料分離抵抗が認められるものにあっては、この限りでない。

(ii)コンクリート中の単位水量が 185 kg/m³以下であること。

(iii)沖縄県その他日最低気温の平滑平年値の年間極地が 0℃を下回らない地域以外の地域にあっては、コンクリート中の空気量が 4%から 6%までであること。

e 施工計画

鉄筋コンクリート造等の部分の施工計画について、次に掲げる事項が指定されていること。

(i)密実に充填するための打ち込み及び締め固めの方法

(ii)打ち継ぎ部の処理方法

(iii)養生方法

f 雨水の浸透対策

鉄筋コンクリート組積造にあっては、パラペット等の上端部がアルミニウム製笠木その他これと同等の防水性を有する笠木により保護されていること。

g その他の構造部材等

令第 37 条、第 72 条、第 74 条、第 75 条、第 79 条(鉄筋コンクリート組積造を除く。)、第 79 条の 3 及び第 80 条の 2(国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分で、構造躯体等の劣化軽減に係るものに限る。)

ニ 補強コンクリートブロック造

①次に掲げる基準に適合していること。

a セメントの種類

充填材として用いるコンクリート等及び目地モルタルに、日本工業規格 R5210 に規定するポルトランドセメント、日本工業規格 R5213 に規定するフライアッシュセメント又は日本工業規格 R5211 に規定する高炉セメントが使用されていること。ただし、b 及び c の規定を適用する場合においては、フライアッシュセメントを使用する場合にあっては混合物を除いた部分を、高炉セメントを使用する場合にあっては混合物の 10 分の 3 を除いた部分をその質量として用いるものとする。

b コンクリート等の水セメント比

充填材として用いるコンクリート等の水セメント比が、次の(i)又は(ii)のいずれかに適合していること。

(i) 最小有効かぶり厚さが次の表に(i)項に掲げる部分に応じ、(ろ)項(i)項に掲げるものである場合においては、水セメント比が 50%以下であること。

(い) 部位	(ろ) 最小有効かぶり厚さ	
	(イ)	(ロ)
屋内側の部分	2cm	3cm
屋外側の部分	3cm	4cm

注 外壁の屋外に面する部位にタイル張、モルタル塗、外断熱工法による仕上げその他これらと同等以上の性能を有する処理が施されている場合にあっては、屋外側の部分に限り、(ろ)項に掲げる最小有効かぶり厚さを 1cm 減ずることができる。

(ii) 最小有効かぶり厚さが(i)の表の(i)項に掲げる部分に応じ、(ろ)項(ロ)項に掲げるものである場合においては、水セメント比が 55%以下であること。

【耐久性】

(iii) 有効かぶり厚さは、目地部分にあつては(式 1)により、それ以外の部分にあつては(式 2)により算出し、いずれか小さい値とすること。

(式 1) $D_j / 2 + D_e$

(式 2) $(F_u / 21) D_f / 2 + D_e$

(これらの式において、 D_j 、 D_e 、 F_u 、 D_f は次の数値を表すものとする。

D_j : 目地厚さ(単位 cm)

D_e : 充填材として用いるコンクリート等の最小かぶり厚さ(単位 cm)

F_u : フェイスシールの圧縮強さ(単位 N/mm^2)

D_f : フェイスシールの最小厚さ(単位 cm)

ただし、 D_e は 2cm 以上とする。)

c コンクリートブロック及び目地モルタルの品質

(i) コンクリートブロックの圧縮強さが、 $16 N/mm^2$ 以上であること。

(ii) 目地モルタルの水セメント比が、55% 以下であること。

d 施工計画

補強コンクリートブロック造の部分の施工計画について、次に掲げる事項が指定されていること。

(i) 密実に充填するための打ち込み及び締め固めの方法

(ii) 打ち継ぎ部の処理方法

(iii) 養生方法

e 雨水の浸透対策

外壁の屋外側の部分に、次の(i)から(iii)までに掲げるいずれかの措置が講じられ、かつ、パラペット等の上端部がアルミニウム製笠木その他これと同等の防水性を有する笠木により保護されていること。

(i) タイル張、モルタル塗、外断熱工法による仕上げその他これらと同等以上の性能を有する処理が施されていること。

(ii) 日本工業規格 A6909 に規定する防水形外装薄塗材 E、複層仕上塗材又は外装厚塗材 E、日本工業規格 A6021 に規定する外壁用塗膜防水材その他これらと同等以上の性能を有するもので仕上げが行われていること。

(iii) (i) 又は(ii)に掲げるものと雨水の浸透対策上同等の措置であることが認められた措置が講じられていること。

f 臥梁

臥梁がハ①に掲げる基準に適合していること。

g その他の構造部材等

令第 37 条及び第 80 条の 2(国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分で、構造躯体等の劣化軽減に関係するものに限る。)の規定に適合していること。

環境共生住宅認定（戸建住宅）特定評価項目

【維持管理】本書類に記名して提出戴くか、もしくは該当する性能に関する日本住宅性能表示基準における住宅型式性能認定書・型式住宅部分等製造者等認証書もしくは特別評価方法認定書(いずれも申請住宅に該当するものに限る)の写しをご提出下さい。

次のとおり、環境共生住宅認定基準に適合する工事を実施します。

平成 年 月 日

住宅の名称:

申請者名:

基準への適合状況

(1)用語の定義

- ・用語の定義は日本住宅性能表示基準における 4-1 維持管理対策等級(専用配管)(2)イ 定義を参照のこと。

(2)評価基準

- ・次に掲げる基準に適合していること

- ① 専用配管が、壁、柱、床、はり及び基礎の立ち上がり部分を貫通する場合を除き、コンクリート内に埋め込まれていないこと。
- ② 地中に埋設された管(4-2 において「地中埋設管」という。)の上にコンクリートが打設されていないこと。ただし、当該コンクリートが評価対象建築物の外部に存する土間床コンクリートその他構造躯体に影響を及ぼすことが想定されないものである場合及び他の法令(条例を含む。)の規定により、凍結のおそれがあるとして配管を地中に埋設する場合については、この限りでない。
- ③ 共同住宅等にあつては、評価対象住戸の専用配管が他住戸等の専用部分に設置されていないこと。
- ④ 専用の排水管(継手及びヘッダーを含む。)の内面が、清掃に支障を及ぼさないように平滑であり、かつ、当該排水管が清掃に支障を及ぼすようなたわみ、抜けその他変形が生じないように設置されていること。
- ⑤ 専用の排水管には、掃除口が設けられているか、又は清掃が可能な措置が講じられたトラップが設置されていること。ただし、便所の排水管で当該便所に隣接する排水ます又は共用立管に接続するものにあつては、この限りでない。
- ⑥ 設備機器と専用配管(ガス管を除く。)の接合部並びに専用配管のバルブ及びヘッダー(以下⑥において「主要接合部等」という。)又は排水管の掃除口が仕上げ材等により隠蔽されている場合には、主要接合部等を点検するために必要な開口
又は掃除口による清掃を行うために必要な開口が当該仕上げ材等に設けられていること。

環境共生住宅認定（戸建住宅）特定評価項目

【節水】 本書類に記名・記入戴きご提出下さい。

次のとおり、環境共生住宅認定基準に適合する工事を実施します。

平成 年 月 日

住宅の名称:

申請者名:

1. 認定基準

環境共生住宅は、以下 a～c の取組みの 2 つ以上に該当しなければならない。

- a. 設置する便器の半数以上に節水に資する便器を使用していること。
- b. 設置する水栓の半数以上に節水に資する水栓を使用していること。
- c. 定置型の電気食器洗い機を設置すること。

2. 計画

(1) 採用する取組み

採用する取組みについて、以下の表に「採用の有無」の項目に○を記入し、「取組み箇所数／総箇所数」の項目にそれぞれ箇所数を記入すること。

*取組み箇所数: 節水に資する便器、節水に資する水洗を設置する箇所数

*総箇所数 : 便器を設置する総箇所数、水洗を設置する総箇所数

取組み	採用の有無	取組み箇所数／総箇所数
a. 節水に資する便器		/
b. 節水に資する水栓		/
c. 定置型の電気食器洗い機		

(2) 計画の概要

環境共生住宅認定（戸建住宅）特定評価項目

【地域の水循環への積極的な配慮】 本書類に記名・記入戴きご提出下さい。

<p>次のとおり、環境共生住宅認定基準に適合する工事を実施します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住宅の名称: _____ 申請者名: _____</p>
<p>1. 認定基準</p>
<p>・雨水の有効利用を図るため降水量や地盤の条件に従い、地下浸透あるいは雨水貯留タンクを設置しなければならない。</p>
<p>2. 計画</p>

環境共生住宅認定（戸建住宅）特定評価項目

【積極的な緑化】本書類に記名・記入戴きご提出下さい。

次のとおり、環境共生住宅認定基準に適合する工事を実施します。

平成 年 月 日

住宅の名称： _____ 申請者名： _____

1. 認定基準

A. 緑被率

- ・植栽地を外構面積の 40%以上確保する。そのうち 2/3 は緑地とすること。（緑化した屋根あるいは屋上部分の面積は緑地を含めることができる。）
- ・狭小敷地で植栽地を 40%以上確保できない場合には、それを補てんする工夫（壁面緑化等）を実施すること。

B. 郷土種

- ・敷地内に自生種、郷土種（その土地に馴染んだ種類）の樹木を一戸当たり1本以上植栽する。

2. 計画

環境共生住宅認定（戸建住宅）特定評価項目

【まちなみ景観への配慮】本書類に記名・記入戴きご提出下さい。

次のとおり、環境共生住宅認定基準に適合する工事を実施します。

平成 年 月 日

住宅の名称： _____ 申請者名： _____

1. 認定基準

- ・まちなみ景観の向上に資する工夫を、建物について1項目、建物以外の外構等について1項目以上実施する。且つ、下記の配慮を行うこと。
 - －個別供給型の場合、周辺環境のまちなみ・景観上の特性を把握した上で、周辺環境に対する配慮を建築的・外構的に取り組んでいること。
 - －システム供給型の場合、周辺のまちなみ・景観に配慮できる建築及び外構のシステムを持っていること。

2. 計画

環境共生住宅認定（戸建住宅）特定評価項目

【室内空気質】本書類に記名戴きご提出下さい。

次のとおり、環境共生住宅認定基準に適合する工事を実施します。

平成 年 月 日

住宅の名称:

申請者名:

基準への適合状況

(1)用語の定義

- ・用語の定義は建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)を参照のこと。

(2)評価基準

- ・次に掲げる基準に適合していること

①居室(換気計画上居室と一体とみなされる空間を含む)の内装仕上げ、下地に用いる建材・施工材のうち、国土交通省告示第 1113～1115 号(平成 14 年 12 月 26 日)の対象となる建材・施工材を使用する際は、F☆☆☆☆(日本工業規格(JIS)・日本農林規格(JAS)による建材のホルムアルデヒド発散等級の規格、または国土交通大臣認定による)等「規制対象外」に該当する建材を使用すること。また同告示の対象となる建材・施工材を含む複合材、設備機器等については、F☆☆☆☆同等以上のもの(※1)を使用すること。同告示の対象とならない建材・施工材の使用は制限されない。

②居室に用いる内装仕上げ材、及び内装仕上げ等工事に用いる接着剤・塗料等は、トルエン、キシレン不使用のものとする。(※2)

(※1)

JIS・JAS 品、大臣認定品を二次加工した複合材等の製品については、関連する事業者団体がそれぞれの定めに基づいてホルムアルデヒド発散等級を表示する制度により確認すること。

現在以下の16 団体が、それぞれ F☆☆☆☆、F☆☆☆、F☆☆等を表示している(平成 20 年 4 月時点)。

日本建材・住宅設備産業協会、日本繊維板工業会、全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会、日本プリント・カラー合板工業組合、全国木材組合連合会、日本フローリング工業会、日本複合床板工業会、日本防音床材工業会、日本壁装協会、日本接着剤工業会、日本塗料工業会、日本建築仕上材工業会、日本ウレタン建材工業会、日本シーリング材工業会、日本内装材連合会、日本・ポルトガル コルク工業会。

また、住宅部品、設備機器等、複数の建築材料を工場を組み立てたユニット製品については、「住宅設備・建具・収納のホルムアルデヒド発散区分に関する表示ガイドライン」((社)日本建材・住宅設備産業協会、(社)リビングアメニティ協会、キッチン・バス工業会)に基づき、製造者の責任においてホルムアルデヒド発散区分が説明書等に記載されており、これにより確認すること。

(※2)

トルエン・キシレンが不使用であることの確認手段については6. 認定基準—特定評価項目の解説を参照のこと。

環境共生住宅認定（戸建住宅）提案技術

次のとおり、環境共生住宅認定基準に適合する工事を実施します。	
平成 年 月 日	
住宅の名称： _____ 申請者名： _____	
1. 提案類型の選択 特定評価項目より高度な、あるいは特定評価項目に示す項目以外で採用する技術や設計上の工夫を、下記に示す4つの類型の中から選択して下さい。(当てはまる類型 No.および項目 No.に○を付けて下さい)	
提 案 類 型	Ⅰ. 省エネルギー型
	Ⅱ. 資源の高度有効利用型
	Ⅲ. 地域適合・環境親和型
	Ⅳ. 健康快適・安全安心型
類型 No.	項目 No. 及び 提案名称
Ⅰ. 省エネルギー型	1. より高度な熱損失の低減 2. より高度な日射の制御 3. 太陽エネルギーのパッシブ利用、アクティブ利用 4. 未利用エネルギーの積極活用 5. 外皮と設備による省エネルギー化 6. 高効率設備機器の採用 7. その他 ()
Ⅱ. 資源の高度有効利用型	1. より高度な耐久性 2. 変化対応型構・工法の採用 3. ロー・エミッション化 4. リサイクル建材の積極利用 5. 水資源の高度有効利用 6. 生活廃棄物分別収集の建築的支援 7. その他 ()
Ⅲ. 地域適合・環境親和型	1. 地域の生態環境との高度な親和 2. 地域の水循環への十分な配慮 3. 地域の緑化への積極的な配慮 4. 豊かな内外の中間領域の創出 5. より高度で総合的なまちなみ、景観への配慮 6. 地域文化・地域産業の反映 7. その他 ()
Ⅳ. 健康快適・安全安心型	1. 内外の適切なバリアフリー化の徹底 2. 適切で十分な通風・換気性能の確保 3. 人・環境に無害な建材の使用の徹底 4. 高度な遮音・防音性能の実現 5. 住宅の性能保証や維持管理に関するアフターサービスの充実 6. 住宅の性能、構・工法、材料、設備機器等に関する情報サービスの提供 7. その他 ()

環境共生住宅認定（戸建住宅）提案技術（C・Dコース）

Cコースの場合、「CASBEEランクA以上であること」及び「特定評価項目9項目」のうち、その一部を満たさない住宅の場合、それを代替する優れた工夫の提案について、本書類に記名・記入戴きご提出下さい。

Dコースの場合、高度で先導的であると認められる工夫や提案について、本書類に記名・記入戴きご提出下さい。

次のとおり、環境共生住宅認定基準に適合する工事を実施します。

平成 年 月 日

住宅の名称: _____ 申請者名: _____

類型 No.	項目 No.	提案名称

【供給体制】

次のとおり、環境共生住宅認定基準に適合する工事を実施します。

平成 年 月 日

住宅の名称:

申請者名:

供給体制

【申請者の概要】

次のとおり、環境共生住宅認定基準に適合する工事を実施します。	
平成 年 月 日	
住宅の名称: _____ 申請者名: _____	
項 目	内 容
1. 氏名又は名称 代表者の氏名	
2. 本社所在地	代表電話番号(- -)
3. 資 本 金	
4. 創業年月日	年 月 日
5. 主たる業務及び その他の業務 (事業内容)	
6. 登録免許等 日付, 番号 大臣, 都道府 県知事の別	建設業
	宅地建物取引業
	建築士事務所
	そ の 他
8. 従 業 員 数	名
9. 主 な 所 属 団 体	